

研究成果有体物移転契約書（MTA）：研究・教育の結果又はその過程において得られた材料、試料、試作品等で学術的・財産的価値があるものを他機関へ移転する際に締結する契約書をいう。MTAの目的は、提供者の知的財産を保護しつつ、研究成果有体物の適切な活用を促進することであることより、権利関係に関する条件や取扱いに関する条件が既定されている。

→ 学術目的で**提供**する場合（**無償**）

1. 教員は、『国立大学法人金沢大学有体物移転契約書（以下、「MTA」と省略する。）』の雛形（日本語又は英語）に必要事項を記入する。
2. 教員は、提供を計画している相手先機関に、MTAの雛形と作製者の条件を相手先機関に提示し、双方で合意を得た後、MTAを作成する。
3. 教員は、相手先機関の代表者が捺印/署名したMTAを入手した後、これを研究推進部産学連携課へ提出する。
4. 学内決裁で承認を得た後、相手先機関の代表者が捺印/署名したMTAに本学の代表者が捺印/署名する。
5. 教員は、提供を計画している相手先機関に、締結済みのMTAを1部と成果有体物を提供する。

→ 産業・研究開発目的の**提供**する場合（**有償**）

1. 提供を計画している成果有体物の作製した教員又は成果有体物を所有している教員が研究推進部産学連携課に連絡する。
2. 大学の機関保有物である成果有体物の提供について、大学が相手先機関と交渉し、契約を締結する。
3. 教員は、提供を計画している相手先機関に、締結済みのMTAを1部と成果有体物を提供する。

本フローは、「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書（平成14年5月 文部科学省）」の方針に基づき、制度設計しております。詳細については、以下URLをご参照願います。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/005/gaiyou/020501.htm

